

## 地域計画変更に係る協議の結果について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

大和町では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画の変更を予定しています。つきましては、次の内容について意見を募集した結果を報告します。

### 1. 対象地域

鶴巣地区（砂金沢地区、大平上・中地区）

### 2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地および内容は次のとおりです。

| 番号 | 地 名        | 地 番  | 地 目 | 面積（㎡） | 変更内容    | 変更理由             |
|----|------------|------|-----|-------|---------|------------------|
| 1  | 鶴巣北目大崎字町頭  | 4-2  | 田   | 270   | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 2  | 鶴巣北目大崎字町頭  | 14-1 | 田   | 2,710 | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 3  | 鶴巣北目大崎字町頭  | 16-1 | 田   | 328   | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 4  | 鶴巣北目大崎字町頭  | 53-1 | 田   | 654   | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 5  | 鶴巣北目大崎字町頭  | 63-1 | 田   | 768   | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 6  | 鶴巣北目大崎字鼠谷  | 54   | 田   | 1,028 | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 7  | 鶴巣北目大崎字鼠谷  | 237  | 田   | 3,152 | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 8  | 鶴巣北目大崎字鼠谷  | 241  | 田   | 2,984 | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 9  | 鶴巣北目大崎字一本柳 | 107  | 田   | 3,939 | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 10 | 鶴巣大平字樋崎    | 18-7 | 田   | 130   | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |
| 11 | 鶴巣大平字樋崎    | 18-9 | 田   | 1,356 | 対象区域の追加 | 農地中間管理事業を活用するため。 |

### 3. 意見募集期間

令和7年8月8日（金）～令和7年8月14日（木）

#### 4. 意見募集の結果

意見等はありませんでした。

#### 5. 問い合わせ先

大和町農林振興課（大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1 大和町役場 庁舎2階）

TEL：022-345-1119 FAX：022-345-2860